

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・業務規程の一部改正新旧対照表	1
・清算・決済規程の一部改正新旧対照表	2
・受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
・終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	6
・相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	7
・日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	8
・業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
・清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	11
・日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表の一部改正新旧対照表	13

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する新株予約権証券を含む。以下同じ。）</p> <p>a 当日取引</p> <p>b 普通取引</p> <p>c 発行日取引</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国株券（内国法人の発行する株券。以下同じ。）について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく実質株主の通知を行うため当取引所が必要と認める日</p> <p>(6) <u>受益証券について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前（休業日を除く。）の日</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年12月20日から施行する。ただし、第9条第3項第6号の改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 9 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券（内国法人の発行する新株予約権証券（以下「<u>内国新株予約権証券</u>」<u>という。</u>）を含む。以下同じ。）</p> <p>a 当日取引</p> <p>b 普通取引</p> <p>c 発行日取引</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国株券（内国法人の発行する株券<u>及び受益証券を含む。</u>以下同じ。）について、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）に基づく実質株主の通知を行うため当取引所が必要と認める日</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>4～6 (略)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済物件の制限)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年 1 月 4 日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている受益証券については、平成20年 1 月 4 日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。</p>	<p>(決済物件の制限)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券(以下「受益証券」という。)について準用する。</u></p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定は、投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券について準用する。</u></p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国株券(受益証券を除く。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p><u>(6) 受益証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除く。)の日</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内国株券について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第19条 取引参加者に売付けの委託(受益証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託(受益証券の売付けの委託を除く。)において、受</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p>第19条 取引参加者に売付けの委託(債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>受益証券</u>、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券(受益証券を除く。以下この項において同じ。)の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 受益証券の売付けについては、売買単位の券種の受益証券</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客</p>

託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第20条 顧客は、株式の併合、分割又は端数等無償割当手(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当手を言う。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第24条 上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)が商号変更を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(保管振替機構等の規則の適用)

第25条 内国株券(受益証券を除く。以下次条において同じ)又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2～4 (略)

5 受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第26条 (略)

は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第20条 顧客は、株式(受益権を含む。第3節の2を除き以下同じ。)の併合、分割又は端数等無償割当手(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当手を言う。以下同じ。)に伴い株式数(受益権の口数を含む。第3節の2を除き以下同じ。)が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

(商号変更の場合の決済物件)

第24条 上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)が商号変更を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済(投資信託の名称変更が行われた場合の受益証券の売買の決済を含む。)については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度(当該投資信託の最初に到来する計算期間を含む。)の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(株式会社保管振替機構等の規則の適用)

第25条 内国株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、株式会社保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)が定める株券等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2～4 (略)

(新設)

(口座振替による受渡し)

第26条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、顧客から債券(国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。)又は受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4・5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。
ただし、第10条第2項第6号の規定は、平成19年12月20日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

2 (略)

3 取引参加者は、顧客から債券(国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4・5 (略)

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引の決済日)</p> <p>第5条 終値取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号<u>(第6号を除く。)</u>に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年12月20日から施行する。</p>	<p>(終値取引の決済日)</p> <p>第5条 終値取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)の売買については5日目の日とする。</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引
・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号(第6号を除く。))に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の売買については5日目の日とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年12月20日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の売買については5日目の日とする。</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程
及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>有価証券上場規程第3条第2項第1号、第3号及び第4号に定める書類</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) 受益証券が指定振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関のうち施行規則で指定する者をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、当取引所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>受益証券を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 受益証券の上場を申請しようとする者は、その上場申請時に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>有価証券上場規程第3条第2項第1号から第4号までに定める書類</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 受益証券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること。</u></p> <p><u>(4) 受益証券が指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時まで当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、当取引所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>受益証券についての指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 (略)

(削る)

(上場廃止基準)

第10条 (略)

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)～(3) (略)

(4) 当該受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等)

第9条 (略)

2 投資信託委託会社は、追加信託が行われた場合には、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく受益証券を発行するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 (略)

2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)～(3) (略)

(4) 受益証券の発行者が受益証券について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(5) (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該内国株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除く。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p>	<p>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該内国株券（<u>受益証券を除く。</u>）の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前（休業日を除く。以下日数計算において同じ。）の日（6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日）とする。</p>

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、内国法人の発行する株券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券(国債証券を除く。以下この項において同じ。)の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合の当該受益者を確定するための期日</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 受益証券は、売買単位の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、内国法人の発行する株券<u>及び受益証券</u>の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券<u>又は受益証券</u>を引き渡すことができる。</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券(国債証券を除く。以下この項において同じ。)の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

ただし、第6条第2項第5号及び第6号の規定は、平成19年12月20日から施行する。

- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている受益証券については、平成20年1月4日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程
及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 受益証券特例第4条第3号に規定する施行規則で指定する者は、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 受益証券特例第4条第3号の規定により作成する受益証券は、1,000口券一種とし、かつ、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)(株券の様式)によるものとする。</u></p> <p><u>3 受益証券特例第4条第4号に規定する指定保管振替機関として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p>